

解体業者の皆さまへ

被災車両のエアバッグ類処理について (2012年4月以降)

東日本大震災により被災した車両のエアバッグ類について、モジュール状態での引渡しが可能である旨をご案内しましたが、2012年4月以降も継続することいたしましたので、以下内容を再度ご確認ください。

※【参照】自再協 HP (<http://www.jarp.org/>)

→2011年6/14付「続報：被災車両のエアバッグ類処理について」参照

【被災車両でインフレーター等の状態まで分解できない場合】

車両状況等によりインフレーター等の状態まで分解できない場合は、**モジュールの状態**で引き渡すことが可能です。運搬・引取時の安全確保等のため、**以下の手順で引き渡し**てください。

〔引渡手順〕

<p>① モジュールの状態にする！</p>  <p>電気式インフレーター等のハーネスはショート!</p>  <p>運転席用機械式エアバッグは必ずインフレーターの状態に！(※1参照)</p> 	<p>② 通常通り、車両1台分を回収袋に収納する！</p>  <p>③ インフレーター等に分解できたものと分解できないものは、回収ケースを分けて車両ごとに収納！</p> 
--	--

※1 **運転席用機械式エアバッグ**については運搬時の衝撃による誤作動を防止する目的から、ボルトの空転等によりナットが外せない場合でも、ドリルやホールカッター等を使用して**必ずインフレーターの状態にし、専用回収容器に収納してください。**

【参考】

被災車両のエアバッグ類の処理については、経済産業省・環境省から「東日本大震災に伴って生じた被災自動車のエアバッグ類の処理にあたっての留意事項」(6/13付)が発出されております(添付資料)。記載内容を留意の上、作業をお願いいたします。

万一、事故等が発生した場合は、現場を保存(写真等による保存でも可能)の上、速やかに自動車再資源化協力機構までご連絡ください。

自動車再資源化協力機構(業務部)

TEL: 03-5405-6155 / E-mail: info@jarp.org

平成23年6月13日

一般社団法人日本 ELV リサイクル機構 御中
東日本自動車解体処理協同組合 御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

東日本大震災に伴って生じた被災自動車のエアバッグ類の処理に
あたっての留意事項

日頃より、使用済自動車の適正処理の推進につきましては、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在流通しているほとんどの自動車には、エアバッグ類（エアバッグ及びシートベルトプリテンショナー）が装備されていますが、これらには火薬が含まれており、破碎や金属スクラップの再生時の事故を防止する観点からも、解体工程で適正に取り外し又は車上作動を行う必要があります。

今般の東日本大震災により被災した自動車のうち、破損が著しく、人力でドアが開閉しないものや車室が原形を留めていないもの（以下、「大破被災自動車」という。）であっても、その大部分にはエアバッグ類が作動せずに残存しているのが実情です。

大破被災自動車の適正処理にあたっては、手作業によるエアバッグ類の車上作動や取り外し回収が危険を伴うとともに、物理的にも困難と考えられることから、安全性の観点から以下の点に留意し、作業をお願いいたします。

留意事項

1. エアバッグ類の手作業による車上作動や取り外しが困難な大破被災自動車の解体にあたっては、原則、重機（ニブラ）等を用いてエアバッグ類を取り外す。
2. 重機（ニブラ）等を保有していない解体業者が大破被災自動車を引き取り、エアバッグ類の車上作動や取り外し回収が安全に行えない場合には、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第16条第6項に基づき、速やかに、当該大破被災自動車を、重機（ニブラ）等を保有する解体業者に引き渡す。

以上